

## 平成 28 年度 2 回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 17 日（金） 午後 2 時 15 分から午後 2 時 50 分まで
- 2 場 所 東三河県庁（東三河総合庁舎）
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 4 名
- 5 議 事 (ア) 医療計画の見直しについて  
(イ) 介護保険施設等の整備承認について  
(ウ) 医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について  
(エ) 「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について  
(オ) 地域医療構想推進委員会の開催結果について

### 6 会議の内容

#### (1) あいさつ（豊川保健所長）

本日は、大変お忙しい中、「平成 28 年度第 2 回東三河南部圏域保健医療福祉推進会議」に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、議事が 5 つございます。

議事 1 の「医療計画の見直しについて」は、圏域会議の下部組織として、策定委員会を設置し、原案を検討し、次期医療計画を平成 30 年 3 月に公示する予定でございます。

策定のスケジュールがかなりタイトではありますが、委員として御参加いただく方々につきましては、お忙しいとは思いますが、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

議事 2 につきましては、介護保険施設整備の整備承認をお諮りしたいと存じます。

その他につきましては、報告事項ばかりですが、よろしくお願いいたします。

#### (2) 議長の選出について

委員の互選により、安井委員が議長に選出された。

#### (3) 会議の公開・非公開について

開催要領第 5 条第 1 項に基づき、全て公開とした。

#### (4) 議事

ア 医療計画の見直しについて

##### (ア) 事務局説明

医療計画の見直しについて、昨年 10 月 11 日に開催した「愛知県医療審議会」において承認いただいた資料 1-1 を基に説明します。

「1 趣旨」につきましては、医療法第 30 条の 4 の規定に基づいて、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされておりまして、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として、医療計画を策定しております。

昭和 62 年 8 月の策定から過去 7 回の見直しを経て、現在の「愛知県地域保健医

療計画」に至っておりますが、現在の「愛知県地域保健医療計画」の計画期間が平成 29 年度までとなっているため、計画を見直し、平成 30 年 3 月を目途に次期医療計画を公示したいと考えております。

「2 計画期間」につきましては、医療計画は、医療法第 30 条の 6 第 2 項の規定により、6 年ごとに必要があると認めるときは変更するとされておりますため、次期医療計画の計画期間を平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間とします。

「3 見直し方針」につきましては、(1) について、本県の医療計画は、県全体の「愛知県地域保健医療計画」と、2 次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を別冊として作成しておりますが、次期計画についても同様の構成にしたいと考えております。

また、当圏域会議では、東三河南部医療圏の「医療圏保健医療計画」の見直し作業を行っていくこととなります。

(2) について、医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2 次医療圏を設定することとされておりますが、次期計画においては、昨年 10 月に策定をしました「愛知県地域医療構想」において設定された「構想区域」や、平成 30 年度に同時改定となる次期「介護保険事業支援計画」において設定する「老人福祉圏域」等を考慮しながら検討を行うこととされております。

なお、2 次医療圏の設定については、後ほど資料 1-3 で御説明させていただきます。

(4) につきましては、次期計画は、現行の計画をベースとして、掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行うこととしております。「医療圏保健医療計画」の見直しにつきましては、従来どおり県計画との整合性を保ちつつ作業を進めていくこととさせていただきたいと存じます。

(5) につきましては、本県において「介護保険事業支援計画」として策定している「愛知県高齢者健康福祉計画」と、次期医療計画が同時に見直しを行われることとなりますが、医療計画の一部として策定した地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要がありますことから、計画の見直しにおいても整合性を図っていきたいと考えております。

「5 見直し体制」につきましては、まず、計画の見直し全体に関して、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととさせていただきます。

県計画につきましては、医療審議会医療体制部会、医療圏計画につきましては、保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めることとしております。

なお、具体的な作業につきましては、前回の見直しと同様、資料にあるとおり圏域会議の下に「医療計画策定委員会」を設置し、当該圏域の計画案を作成することと考えております。

また、医療計画策定委員会の委員についても、前回の見直しと同様、事務局一任

とさせていただきますと存じます。

資料1-2につきましては、当圏域の医療計画策定委員（案）となっておりますので、ご参照ください。

「6 スケジュール（予定）」につきましては、平成30年3月を目途に作業を進めたいと考えております。

なお、医療審議会には、昨年10月に医療計画の策定について諮問をさせていただき、今年14日には、医療体制部会において計画の作成方針等を検討させていただきました。

また、圏域計画の見直しについては、本日、「医療計画策定委員会」の設置について御承認いただければ、3月から4月に策定委員会を開催させていただき、次年度にかけて策定委員会を開催し、平成30年2月の圏域会議に原案を上程させていただき、3月に医療審議会へ答申を経て、公示される予定となっております。

次に、2次医療圏の設定の考え方について、資料1-3により説明します。本資料は、2月14日に開催した「愛知県医療審議会医療体制部会」の資料で、当日、内容について承認をされたものです。

まず、「1 設定の目的」ですが、2次医療圏は原則として、1次医療から2次医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るための地域単位として設定する区域として、医療計画において設定するものです。

次に、「2 国における2次医療圏の考え方」ですが、現在、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において次期医療計画の策定に関する検討が進められており、昨年12月26日に取りまとめられた検討会における意見の中にある2次医療圏の考え方をまとめたものです。

まず(1)ですが、人口規模が20万人未満、且つ、2次医療圏内の流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者数が20%以上となっている2次医療圏については、設定の見直しについて検討することとされており、本県では「東三河北部医療圏」が該当しています。人口規模、及び、入院患者の流入・流出の状況については、資料右下の表をご覧ください。見直し要件に該当しているところを網掛けとしていますが、御覧のとおり、全ての要件を満たしているのが東三河北部医療圏です。

次に(2)ですが、「地域医療構想」で設定した「構想区域」と、医療計画で定める「2次医療圏」が異なっている場合は、平成30年度からの次期医療計画策定時に、「2次医療圏」を「構想区域」と一致させることを踏まえた上で必要な見直しを行うこととされており、本県では「名古屋医療圏」と「尾張中部医療圏」が該当します。

そして、「3 次期医療計画における2次医療圏の考え方」ですが、本県としましては、まず(1)にありますとおり、原則として、本県の地域医療構想で定めた「構想区域」を「2次医療圏」とすることとします。従いまして、名古屋医療圏と尾張中部医療圏については、1つの医療圏とする方向で圏域の意見を確認することとしています。

次に（２）にありますとおり、東三河北部医療圏については、国の考え方や東三河広域連合の動向などを踏まえ、圏域の意見を聞いた上で判断することとします。

構想区域の設定に当たりましては、昨年度、各地域の圏域会議において御意見を伺った上で設定をしております。その際、東三河北部医療圏については、患者の受療動向等から東三河南部医療圏と統合した構想区域の設定も考えられましたが、へき地医療の確保といった独自の医療課題がある等の理由から統合せずに２次医療圏を構想区域とするというご意見を頂き、現在に至っています。また、現行の医療計画を策定する際にも、参考１にありますとおり、２次医療圏の見直しは行っていませんでした。

しかし、御承知のとおり、平成２７年１月に東三河広域連合が設置され、平成３０年度から介護保険者が統合される予定です。このため、医療計画と同時改定となります本県の次期介護保険事業支援計画（高齢者健康福祉計画）で定める老人福祉圏域について、東三河北部圏域と南部圏域を統合することが想定されます。

本県としましては、昨年末に一部改正されました「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）＜平成２６年９月１２日告示＞」で「医療計画で定める２次医療圏と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域を、可能な限り一致させるよう、平成３０年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。」とされていること、また、国の医療計画の見直し等に関する検討会における意見の取りまとめでも「２次医療圏との整合性を踏まえて検討することが必要である」とされていることから、２次医療圏と老人福祉圏域は一致させたいと考えております。

つきましては、次期医療計画における２次医療圏の設定について、皆様の御意見を伺いたいと考えています。国における２次医療圏の考え方によれば、東三河北部医療圏と南部医療圏は統合することとなりますが、そのことに対する御意見、また、老人福祉圏域が東三河北部と南部で統合された場合には、本県の考え方としては２次医療圏も統合して老人福祉圏域と一致させたいと考えておりますが、そのことに対する御意見について、それぞれの立場から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、２次医療圏をどのように設定するかについては、本日頂いた御意見を、来月開催予定の医療審議会に報告させていただき、医療審議会において決定する予定です。

#### （イ）質疑応答

##### ○杉浦委員（豊橋市）

２次医療圏の設定の考え方について、北部・南部を一つにしていくことを今後検討していくこととなると思います。東三河広域連合で介護保険が統合されるとわかっており、かつ昨年１０月に地域医療構想を作成した後数カ月間で、どのような経過を経て医療圏を統合するという話の流れになったのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○三島主幹（県医療福祉計画課）

地域医療構想については、構想区域の設定において2次医療圏を原則とするという方針で検討したが、その際も東三河北部についてはどうするかという議論があったかと思います。

その際には、老人福祉圏域をどうするかという話はありませんでしたが、今後2次医療圏と老人福祉圏域を合わせていく必要があるという昨年末の国の基本方針を踏まえてどうしていくか検討していくということであると思います。

老人福祉計画と医療計画、地域医療構想を含めてデータなど整合性を持たせるということですので、私どもとしては、医療圏を統合することによって、医療と介護一体となって県民・市民の皆様に必要なサービス量を示せるのがベストであると考えております。

○杉浦委員（豊橋市）

個人的には医療圏を一緒にする方向でよいと思います。

しかし、参考1にあるとおり、東三河広域連合は2年前にもう設立されており、その際に介護保険を統合するという予定で進んでいたのので、2年前に地域医療構想の話し合いを始める際に、介護保険を統合することはわかっていた話ではないでしょうか。

地域医療構想を策定するにあたり、最初から東三河南部・北部は分かれて策定すると方針で来たので、介護保険の統合という理由だけではなかなか納得しづらいと思います。

地域医療構想が10月に策定された後のこの数カ月で、医療圏を一緒にするという方向に進めるということになる理由は何でしょうか。

○三島主幹（県医療福祉計画課）

愛知県内の医療圏と老人福祉圏域は現在全て一致しておりまして、全国でも統一していないのが47都道府県の内5県のみという状況であります。

1月に開催された医療計画の策定に係る厚生労働省の説明会等において、2次医療圏と老人福祉圏域を一致させるようにという説明があったことが一つの事由となります。

(ウ) 審議結果

策定委員の設置及びメンバーの選出について審議の結果、異議なし

イ 介護保険施設等の整備承認について

(ア) 事務局説明

議事の説明の前に、前回の推進会議で御審議いただきました整備承認につきまして、報告申し上げます。資料2の2枚目にあります「参考」を御覧ください。介護老人福祉施設の整備について、豊橋市において公募により整備することを承認いただきましたが、公募の結果、豊橋市に法人本部を置く社会福祉法人王寿會（おうじゅかい）が選定され、豊橋市内に定員71人で整備していく

こととなりましたので、御報告させていただきます。

それでは、今回の「介護保険施設等の整備承認について」御説明いたします。

介護保険施設の整備にあたりましては、資料2に添付してございますが、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に基づき、この推進会議で調整していただくことになっております。

資料2の1枚目の「介護保険施設等の整備承認について」を御覧ください。

一番上の表ですが、第6期愛知県介護保険事業支援計画（平成27年度～平成29年度）における当圏域の施設整備の状況を記載しております。施設種別ごとに平成29年度の整備目標数、平成28年9月30日現在の定員総数があり、整備目標数から定員総数を差し引いた数が現時点での第6期内の整備目標数であり、この数字は整備可能数でもあります。

今回、介護老人福祉施設で2件の事前相談があり、御審議をお願いするものでございます。

資料中ほど「2事前相談票の概要」を御覧ください。

まず一つ目について、豊橋市が公募により既存の介護老人福祉施設を複数選定し、併設のショートステイ20床を本体の介護老人福祉施設に転換するものでございます。

二つ目については、社会福祉法人愛知県厚生事業団が運営する豊川市の愛厚ホーム豊川苑が併設のショートステイ10床を本体の介護老人福祉施設に転換し、入所定員を110人とするものでございます。

以上のとおり2件の事前相談を受けまして、一番下の表でございますが、「3整備計画（案）」として今回の整備数が、整備可能数の範囲内であることの確認と施設所在地の市の意見をまとめてございます。

本施設整備については、当圏域における整備可能数の範囲内であります。また、施設所在地の豊橋市及び豊川市の計画の範囲内であり、他市からも、特段の意見はありませんでした。

事務局といたしましては、今回の整備計画は、幹事会での検討結果を十分踏まえたものであり、「整備計画（案）」どおり御承認いただきたいと考えております。

#### (イ) 質疑応答

##### ○大石委員（豊川市医師会）

個別の案件としての反対する訳ではありませんが、資料にある介護保険施設等取扱要領改正後の全文の10ページ以降の28年9月末現在の既存数をみると、介護療養病床等の転換に関する指定については調整を行わなくてもいいという表現となっています。

おそらく、療養病床の転換の枠に入らないと思いますが、現在入院基本料2や介護療養病床の全て合わせた800床が老人保健施設、特別養護老人ホームに転換したら大変なことになるのではないかと思います。

東三河南部医療圏は現在、療養病床が地域医療構想による必要病床数をかなり超過しておりまして、療養病床が特別養護老人ホームや老人保健施設や特定施設入居者生活介護に転換していった時に大変になるのではないかと危惧されますので、新規で認める場合についても、ある程度抑制をかけておかないいけないのではないかとこのことを申し上げます。

(ウ) 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

ウ 医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について

(ア) 事務局説明

県及び当医療圏の医療計画の中で医療連携のための体系図を掲載しておりますが、がんや脳卒中など10種類の診療機能を担う医療機関名の具体的な名称については、別表としておりまして、資料3-1が最新の別表でございます。

別表につきましては、資料3-3の愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領により、「あいち医療情報ネット」の情報を確認した結果を基にした更新を毎年行うこととなっております。

ただし、分娩実施の有無などにつきましては、例年6月頃に調査を実施しておりますが、今年度は現在調査結果を取りまとめておりますので、今回の更新には含まれておりませんので、御承知おきください。

今回、医療計画の別表に記載の医療機関名の更新の御報告をさせていただきます。

資料3-2 医療計画の別表更新対照表を御覧ください。

この対照表の見方ですが、ページの上部に変更前、ページの下部に変更後に記載し、この医療圏に関係の有る部分を抜粋して比較ができるようにしてございます。

今回変更のございました『「がん」の体系図に記載されている医療機関名』につきましては、左の列から、「医療圏」「がん診療連携拠点病院等」、3行目から8行目まで「がん医療を提供する病院」となっております。

変更となった部分は、下線付きの太字ゴシック体で現しております。

(イ) 質疑応答

なし

エ 「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について

(ア) 事務局説明

地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催について御案内いたします。

地域包括ケアモデル事業の3年目の取組状況等や活動成果につきまして、報告会を県内2カ所で開催します。

東三河地区においては、3月23日木曜日午後1時から、豊橋市公会堂におきまして、豊川市を始め実施3市からのご報告と、地域包括ケアの取組みに関し

て、全国コミュニケーションライフサポートセンター池田氏より御講演いただき、地域包括ケアについての理解を深め、システム構築に向けた取組の参考にさせていただくため、各関係機関の方々や一般県民の方々など幅広く参加していただきたいと思います。

関係機関等への通知等は、2月の中旬から3月の月上旬頃に行い、県ホームページへの掲載も予定をしております。

(イ) 質疑応答

なし

オ 地域医療構想推進委員会の開催結果について

(ア) 事務局説明

本日、圏域会議の前に同会場で地域医療構想推進委員会を開催しました。

会議の内容につきましては、圏域会議の構成員のうち地域医療構想推進委員会の構成員でないお二人の方に対しては、別途会議録にて御報告する予定であります。

(イ) 質疑応答

なし。

(5) 閉会